

令和3年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月11日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月16日 午前10時00分		
	散 会	6月16日 午後3時23分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹	社 会 教 育 課 長 補 佐 兼 館 長	玉 城 靖
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

令和3年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

令和3年6月16日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。2番上原祐希議員の発言を許します。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 皆さんおはようございます。さきに通告してありました2点について一般質問を行います。

質問事項1. 村道湧川運天線について。質問要旨、以前議会の場において、村長から村道湧川運天線の県道昇格に向けて取り組んでいきたい旨の話がありましたが、現状について伺います。

質問事項2. 文化的景観地域の整備計画について。今泊区における文化的景観地域の整備計画を策定中であるが、村としての考えを伺います。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 皆さんおはようございます。それでは2番上原祐希議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1. 村道湧川運天線についてお答えをいたします。村道湧川運天線の県道昇格については、令和2年11月6日付で、国土交通大臣政務官宛に伊平屋村長、伊是名村長との3者連名で要望書を提出しております。また、沖縄県への要望については日程の調整中であります。今後も関係機関と調整を行いながら、県道昇格が実現できるよう進めていきたいと考えております。質問事項2. については、教育長より答弁をお願いします。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** おはようございます。それではただいまの2番上原祐希議員の質問事項2. 文化的景観地域の整備計画についてお答えします。

重要文化的景観に指定された「今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観」は、フクギ並木の屋敷林や湾曲した道路など、近世琉球における風水地理に基づいた景色や祭祀等を色濃く残した地域として評価されたものであります。整備計画は、令和2年度と令和3年度で策定する計画で、重要文化的景観の価値を適切に保存し未来へ継承していくために、保存・継承・活用の内容と推進方法について有識者や地元委員で構成する整備委員会で取りまとめてまいります。村としましては、将来に向けて伝えていく貴重な地域資源として保存・活用してまいります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** では質問事項1. の村道湧川運天線について、まず質問してまいります。

答弁書にもありますとおり、既に令和2年11月6日付で国土交通大臣政務官宛に伊平屋村長と伊是名村長3名連名で要望書を提出しているということでもあります。その要望書の内容といたしますか、課題があるから県道昇格に向けていろいろ要望していると思いますけれども、その辺の内容を確認させていただきたいと思います。

○ **座間味 薫 議長** 休憩します。

(休憩時刻 午前10時04分)

- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時04分)
嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 2番上原祐希議員の質問に対しまして説明いたします。
要望書としましては、運天港の活用の大型トラックの冷凍冷蔵庫の活用があるということで、通行しにくいということと、ワルミの点滅信号を3灯にするということのも要望に入れて要請をしております。以上です。
- 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 冷凍冷蔵施設ですね、北部連携促進事業で造って、北部の物流の一つの拠点となる施設であります。その流通の便を図るためということと、併せて県道248号線になりますかね、これまでも議会として取り組んできたワルミ交差点の点滅信号の3連式信号機への変更ということを要望しているということで、理解いたしました。この県道に昇格することは本当にとっても重要だというふうに認識している中で、既に村長がこうやって動いているということが大変素晴らしいことだなと本当に思うんですけども、それで県道昇格に向けてどうすることが有利に働くのかというところで、私なりに考えたりとかずっとしていまして、例えば起点を伊平屋からやって国道505号にぶつかるまでの間の村道湧川運天線というところで、3村またいでやるのが近き道になるのかとか、何かこう県道昇格に向けてどうしていくことが有利に働くのかというところを伺いたいというふうに思います。
- 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。
- 比嘉克雄 副村長 2番上原祐希議員の質問にお答えします。
まず道路法というのがありますが、高速自動車国道とか、それから一般国道・都道府県道・市町村道の整備管理するためにつくられた法律がありますが、その中に都道府県の認定に当たっての要件があります。その要件の中に重要港湾それから主要観光施設との連結される道路という部分がありますので、道路認定に当たっては県道の認定に当たっては、その要件が満たしているのかなというふうに今考えております。それから今後その整備に当たって、可能性が高いという部分に関しては、例えば県道71号線がありますが、この県道71号線は名護市の呉我を起点に、我部祖河それから伊差川交差点を直進、国道58号を横断して、それから県立北部病院の前を通過して名護十字路、城十字路から国道にまたぶつかります。その国道の上を重用するという表現ですけど、重用して名護市の許田の交差点ですね、それを左折、分岐するところからまた県道71号線になります。終点が宜野座村の松田のこのまた国道329号にぶつかるところまでのおおよそ総延長が約17km、実延長としては11kmぐらいに及んでいます。その71号線の起点を運天港まで延長させるあるいは議員がおっしゃったとおり伊是名・伊平屋まで延長させることができるのかというところは、まだその伊是名・伊平屋とは話はしておりませんが、村としては運天港までこの区間の延長ができれば整備は早いのかなと、可能性は高いのかなというふうに、今考えているところであります。以上です。
- 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 今の話上、県道71号線の起点が今名護市の呉我からスタートして宜野座村の松田、国道329号に当たるまでのこの距離で71号線というのがあるということで、理解いたしました。
- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時10分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 すみません、今名護、半島から名護の地図を頂いて、言っている場所はここだろうというのは理解できました。私もこの県道の昇格について、こう取り組んでいるときにいろんな地域で国道505号、国道を重用した県道の整備というところがいろんなところであって、これはすごく私もこれを見たときにちょっとびっくりしたんですけれど、これ県道一つなんだなというのが、これ取り組んでみて初めて知ったので、すばらしいこう、この呉我の起点を今の副村長の話だと呉我ではなく起点として運天港にしていくという考えも一つと、ではまた伊是名・伊平屋とも調整しながら、もしかしたら伊平屋から起点とか、いろんな可能性を今後また3村でいろいろと検討しながら、前に進めていくという取組で考えているというふうに理解してよろしいですか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時12分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 ただいま上原議員がおっしゃったとおりであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 こういう県道の起点をさらにずらして、新たに県道として認めるのではなく、既存の県道の起点をずらして、村に含めて整備していくということで理解いたしました。こういうこともぜひできるのであれば、すごく近道なのかなというふうに理解しているところであります。先ほど副村長からもありましたけれども、道路法の第7条の都道府県道の意義及びその路線の認定についての部分の7条の要件としての1項とか2項とかいろいろ見てみると、本当に主要港とこれと密接な関係にある主要駐車場または主要な観光地等を連絡する道路とか、結構運天港という県の指定港、重要な重要港として既に認められている港でありますので、重要港湾ですね。荒天時では県内唯一の避難港としても機能しているというところで、非常にまた物流の基点としても今既に機能を果たしている地域としてあるわけですから、十分これに該当するのではないかなというふうに私も認識しているところであります。それで答弁書の中では、国土交通大臣の政務官宛てにはやっているけれども、県への要望書については日程調整中ということでありました。先日の一般質問でもありまして、4月頃予定していたけれど、今コロナの影響で調整がつかないということでありました。今、日程調整中だというふうに理解はしているところであります。その際、ぜひ出席として村長のみではなく、やはり議会として後押ししたほうが、私は行政、議会が一つとなってしっかりと後押ししていく形づくりが必要じゃないかなと思っています。その辺、ぜひ議長も3村一緒に進めていく方向で考えているかどうか確認させてください。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

村としましても県知事宛てと沖縄県議会議長宛てに文書も作成しておりますので、できたらまたタイミ

ングを見計らって議員の皆さんもご協力を、お力添えをいただきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひ議長も一緒に行くということで議会も後押しできるような形を考えられたらなと思っています。それに向けて、今コロナ禍で行けていないということでありますけれども、6月20日順調に行けば自粛期間が終了して、その後は可能性があるのかなというふうに理解しています。なので早急に今議会でも要請決議として何とか議会で、今帰仁村を挙げて、議会を挙げて何とか後押しできるような形も考えて進めていきたいなというふうに考えております。今日一般質問したのは結構スケールも大きいものですから、なかなかいろいろ整備もつかないところもあるんですけども、こういうふうに県道昇格することは本当に今帰仁村にとってももちろんですし、伊平屋・伊是名村3村にとってももちろん有益であり、この主要港であり物流の拠点、冷蔵冷凍施設も有するし、また今後テーマパークというものも絡んでくるというふうな理解でいます。それに絡めた場合にでもぜひ早急に整備すべき、県道に昇格して整備してこの利便性の向上を図るということは、非常に重要かと思っております。その辺をぜひ、既に村長動いているわけでありますけれども、その辺を村長としての見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの2番上原祐希議員の質問にお答えをしたいと思います。

この県道認定の件でありますけれども、担当課長そしてまた副村長から答弁がありましたように、質問の中でもいろいろご議論されてきている中でも、充分これは認定要件は兼ね備えているものというふうに私は確信しているところであります。まず伊是名・伊平屋両村の村長及び議会も共に行動したいという上原議員の要望もありますけれども、これ道路法においては、知事にこの路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ議会の議決を得なければならないというふうなうたわれているところもありますので、ぜひそれは議会の皆様とも共に足並みをそろえて、要請活動を行ってまいりたいというふうに思っております。ぜひ皆様方のご理解ご支援の下、この運天湧川線、村道が認定整備が促進できるようにしっかりと私どもも連携を図りながら、今後コロナ禍を見据えて県のほうに要請をとり行っていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これは確かに議会の議決、要は県議会の議決も経なければいけないということもありますので、県議も力もお借りしないといけないと思いますし、いろいろな部分としっかりと連携しながら、ぜひ実現できるような形で進めていけたらと思っております。質問事項1は終わります。

質問事項2に移ります。今、文化的景観地域の認定は指定されまして、これが答弁書によると整備計画を令和2年度、令和3年度で計画するというところであります。これが令和3年度、今年度で計画を策定して次年度以降、整備計画にのっとりた整備計画が進められていくのだろうというふうに理解しているんですけども、その整備計画の期間をまず確認させていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま2番上原祐希議員の質問について説明したいと思います。

整備計画としましては、前年度令和2年度から令和3年度、今年度で教育長が答弁したとおりに進めてお

ります。整備計画ちょっと懸念事項がありまして、前年度からコロナ禍という状況の中で、計画では、事業としては繰り越して、令和3年度計画策定なんです、緊急事態宣言も本年度もありまして、整備委員会が計画どおり進んでいない状況もありますので、その辺は熟度を上げるというのが第一前提になりますので、まずは令和3年度の現在の計画で、計画の策定は進めていきたいと考えております。事業計画につきましては、令和4年度から令和13年度の10年計画を予定しております。その中で、整備計画にのっとりて事業を展開していく計画です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 整備計画が本年度とは令和4年から令和13年度の10年間ということで理解いたしました。今整備委員会とかいろんなところで、また地元の有識者とも意見交換しているということで理解はしているところではあります。本当に今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観が文化的景観地域として認定されたことは、たしか県内でも2番目、北大東の次にあると、2番目は本当に数少ない2個しかないようなすばらしいものになっているわけでありますが、地元とのいろいろと有識者との会議とかでやる場合のこの整備計画を立てる整備委員会、要は国の文化庁やさまざまな大学の教授等と一緒にこの計画はつくられているというふうに理解しているんですが、その方々が残そうとするものと地元がこれまで生活しているというところでの生活する上でのこのフクギとかの管理の在り方とか、様々な課題はあるのかなというふうに理解しているところでもあります。よく聞くのがやはりフクギを残すのはいいと。ただ生活する上で日々の落葉や例えばフクギの花の時期とか夏の実がなる頃、様々なこの弊害と言いますか地元住民の生活する上ではいろいろな弊害が生まれるというふうな声もあります。その辺の織り合わせを今後どうしていくのかということところが、非常に課題なのかなと簡単ではないのかなというふうに理解しているところではあるんですけども、この辺なかなか骨の折れる落としどころとして、どうしていくのかということところがなかなかまだまだ見えてこないところでもありますけれども、その辺の見解を今どのように捉えているのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

まずフクギ並木の屋敷林の保存についてという趣旨の質問と理解しております。まず文化財的に識者から求められているフクギの残し方、剪定の仕方、生活している地元の方が考えている生活の中での維持管理しながら住んでいる中の剪定等保存の仕方のすり合わせになると思うんですが、こちらは今年度から4月、5月と一度ずつ地元の組織されている団体と意見交換を交えて、どういうふうにその辺のまずは地元の生活している方の実情、フクギの在り方について確認作業というか意見交換をしているところでもあります。この内容を確認すると、識者との保存に対する差異があると見受けられます。この辺はしっかり地元の意見も取り入れながら、そして識者にもちゃんと説明しながら整備委員会に諮りながら、整合性を取りながらしっかり生活に息づいた剪定の在り方について、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今後しっかり対話しながら、双方のいい整理計画がどうなのかということところがしっかりと模索して剪定しているということで理解いたしました。この整備計画の素案みたいなものを

いただきまして、この中の41ページで、地域と行政が共同で支えるフクギ屋敷林として今考えてやっ
ていこうというふうに書かれております。これにも書かれているんですけども、今これまでフクギ屋敷林は
地元からすると当たり前にあった当たりの光景であって、その管理は住民が主体となって今までもされ
てきたんですが、文化的景観地域として指定されたことによって、ぜひ行政と共に共同で維持管理、未来
にしっかりといい形で残していこうという趣旨でこれはつくられているものだというふうに理解している
ところであります。その中でやはり今おっしゃったような地元、これまで当たり前にあったものが文化的
景観地域としてなって、守らなければいけないのは分かるけれども、生活していく上でのこの困難とか、
いろいろすり合わせを今後やっていくということでも理解しているところでありますけれども、10年間とい
う整備計画をとりあえずはつくっていくということでも理解しているところであります。その中で、継続的
に住民の意識の醸成も図るということでおっしゃっていましたので、やっていくということでも理解はして
いるんですけども、やはりそれなりに時間はかかるだろうというふうに理解しているところであります。
先日この事業のワークショップのほうで備瀬にもお伺いしたんですけども、やはり備瀬は観光道路と居
住地域との差別化がしっかり明確にされているので、そこと一つとしては考えられないんですけども、
やはりこの落葉だったり何だったり、ものすごくきれいに掃かれていて、やはり観光道路としてのこの意
識ですね、あそこはその意識はすごいなというふうに理解しているところであります。それを今の状況
で、地元今泊をお願いして地元住民主体でやってねと言われても、簡単にその形が根付くかと言われると
なかなか難しいところがあるのかなというふうに理解しているところでありますし、今泊は備瀬みたいな
観光地化を望んでいるわけではないということもやはり大きな差かなというふうにも理解しているので、
その辺いい形で本当にせつかくのいい景観地域として指定されたものを本当に残していくために、重要な
のはこの地元住民の意識の醸成というところが本当に今後の大きな課題かなというふうに思っています。
この10年という中で、それまでその意識醸成まで持っていくことが本当に可能なのかどうかも本当に10年
では難しいんじゃないかなというふうに思っているんですけど、でもまずはこの10年計画でやって、今
後さらに更新しながら10年、10年、10年というスパンでやっていくことがこの事業としては可能なのかど
うか、それを確認させてください。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

住民意識、住民に理解を求めながらこの事業を10年以降、今後20年、30年と継続できるかということに
ついては、こちらにまず今回は10年計画ということで進めてまいります。その中で、議員がおっしゃった
とおり住民への理解を得ることが、一番重要と考えております。事業の計画については、こちらは10年計
画、第2次、第3次という形で事業化は可能でありますので、まず今回の10年間をしっかりと進める上で整
備計画を整えて進めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 理解いたしました。とりあえず、まず1期目の10年であると理解いたしまし
た。これは文化庁からの補助事業も含めての計画だというふうに理解しているところであります。これは
今後、植栽や植樹また伐採管理等も含めて補助事業としてどのように導入していくかということも含めて

考えていくというところであろうと思いますけれども、これは補助事業になった場合の補助率を確認させていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

補助率については80%となります。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 8割補助だというふうに理解いたしました。2割はどうしても村負担も含めて出てくるというふうに理解いたしました。今整備計画中ですので、具体的にどうこうというのはまだまだこれからだと思いますけれども、やはりこの10年間まずはつくりましますよと、それをしっかり進行していきながら1期、2期、3期と息の長い事業計画を持って今のこの重要な文化的景観地域をしっかりと守っていくということですので、それでぜひ補助事業2割負担、負担の割合はどうか分からないけれども、ぜひ村からの後押しも必要ではないかなというふうに思っていますので、ぜひこの事業がうまくいくような形で村からの後押し、また今担当はすごい頑張っているけれども、これを長い期間、様々な担当も変わっていきながら息の長い事業になってくるわけですけども、その息の長いこの事業として捉えて、しっかりと今だけではなく策定後も長い期間を持って村としてぜひ後押しがないとなかなかこれはしっかりと保存・維持、後世に伝えていくことができるようなものではないというふうに理解していますので、その辺、村の後押しをぜひいただきたいなと思っているところでもあります。ぜひその辺村長のほうに伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの2番上原祐希議員の質問にお答えをしたいと思います。

この整備計画についてでございますけれども、この当該地域は非常にこの文化的価値が極めて高いというふうに私どもも認識をしているところであります。保全に関する団体、そしてまた当然ではございますけれども、地域の方々を主体とした有識者などしっかりと意識を高めることも非常に重要じゃないかなというふうに思っているところであります。そういった連携体制をしっかりと確立した上で、今言う例えば技術的な支援であるとか人的支援であるとか、そしてまた財政的な支援を地域全体で様々な活動が円滑にできるような体制を構築して、支援体制ができるように長い目で支援体制も構築していけるような体制を整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

次に島袋 誠議員の発言を許します。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 令和3年第2回今帰仁村議会定例会、さきに通告した一般質問を行います。

質問事項1. 放課後児童クラブの整備状況について。質問要旨、2018年9月に厚生労働省から公表された「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標では、2021年度までに約25万人を整備し、待機児童解消を目指すとする。その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計30万人の受け皿を整備することが目標として示されている(122万人から152万人)。現在コロナ禍の状況下において役割はさらに

高まっているが、（１）本村ではどのように整備を進めてきたか、また今後もさらに拡充していくか。

（２）本村のクラブ数と支援単位は。利用希望者の増減により、単位の変更は可能か。（３）今後新規参入を受け入れていく考えはあるか。

質問事項２．アカギ害虫被害について。昨年６月頃から街路樹として見られるアカギの葉が枯れる被害が沖縄本島内で広がっている。５月２７日の沖縄タイムスの記事で、原因の害虫がヒメヨコバイの仲間のコロアナアーキュアータとされている。本村での被害状況及び今後の対策について伺う。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの１番島袋 誠議員の質問事項１．放課後児童クラブの整備状況についてお答えします。質問要旨（１）「本村ではどのように整備を進めてきたか」また、「今後もさらに拡充していくのか」については、制度改正以前から民設民営で３施設が開設され、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の施行に伴い段階的に整備が行われてきました。今後の拡充については、現在のところ考えておりません。質問要旨（２）「本村のクラブ数と支援単位は」、「利用希望者数の増減により単位の変更は可能か」については、クラブ数が５か所、支援単位も５で各施設ともおおむね４０人の児童が利用しています。利用希望者数の増減による支援単位数の変更の可否については、「今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に照らし、「今帰仁村子ども・子育て会議」に諮り、村長への答申となります。質問要旨（３）「今後新規参入を受け入れていく考えはあるのか」については、本村の支援単位数の状況を踏まえると新規参入は厳しいものと思われれます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 それでは１番島袋 誠議員の質問にお答えいたします。

質問事項２．アカギ害虫被害についてお答えをいたします。県内各地のアカギについて、ヨコバイ科の害虫による被害で、葉の変色や落葉等が出ていることは、村としても把握をしているところでございます。本種は国内で初確認となる害虫であり、現時点において農薬取締法に基づく登録農薬がないことから、法律上農薬散布ができない状況にあります。そのため、沖縄は被害調査及び生態・防除対策に係る調査研究を令和３年度から開始しており、村といたしましても県の依頼により村内の被害調査を開始したところでございます。今後の対策については、沖縄県など関係する機関と連携し検討してまいります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 １番島袋 誠議員。

○ １番 島袋 誠 議員 まず放課後児童クラブ整備状況についてお伺いいたします。通称言われている学童クラブのことではありますが、厚生労働省から出された新・放課後子ども総合プランや沖縄県の子ども生活福祉部、平成２９年度沖縄県放課後児童クラブ実施内容調査、あと村が出している第２期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画の計画素案などを参考にしながら、質問させていただきます。いろいろこうやってこの整備状況など、本村はどうなっているか私なりに調べたところ、この国とか県で抱えている問題はまずそういう施設がない、公設民営でやるようにその学校の余っている教室などを使いながら整備していくというふうに、そもそも足りないので拡充していこうというのがこの平成２７年度、またその令和元年度から拡充していかないと待機児童が増えてしまうということであるんですが、本村はもう民間の施設がもうその制度前からやっております、そういう意味では本当に先進的な地域だなということで改めて

実感いたしました。そこでなんですが、まず1番のそれを受けてというか、その当初3施設、平成27年度の2015年の最初のこの放課後子ども総合プランの際に3施設あって、徐々に増やしていった、整備を進めていったと思うんですが、この次にもちょっとつながりはするんですが、当初3施設だったものが今5施設ということで、この新設した年ですね、いつ3から4に、4から5に増えたかどうかお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいま1番島袋 誠議員の質問についてご説明いたします。

平成27年に基準が改定される前から3施設開設されていまして、平成28年に1学童施設が開校しました。令和2年度において1学童施設が開設されました。現在に至って5施設の学童が開園している状況にあります。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 平成28年と令和2年に一つずつ増やしたということで理解いたしました。今後の拡充については、現在のところ考えておりませんとあります。心配になるのはやはりこの国のほうのこの整備を進めていってくれというのが示されたのは、国のほうで把握している待機児童が1万7,000人ほどいるということで、これが県や市町村にも下りてきたと思っておりますが、今帰仁村において待機児童の扱い、待機児童がいるかないかお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問についてご説明いたします。

現在、5学童で受入れ態勢が225名というふうになっていまして、待機児童は今現在発生していないという状況にあります。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 マックスが225名ということで待機児童は発生しないということで、それを受けて現在のところ拡充は考えていないということで理解はしました。次に(2)のクラブ数と単位ということで、これ増えたということで3から5、支援単位5ということであります。こちらこの利用希望者数の増減により単位の変更は可能かということをお伺いしているわけですが、そのことはこれに今答弁がないんですが、その施設の単位の変更、今5とあるのですが例えばその5か所で5、この1施設が単位を2持つということなどは可能でしょうか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時02分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時03分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問についてご説明いたします。

先ほど教育長のほうからも答弁でありましたが、「今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められている内容に沿っていきますので、1単位40名ということになっています。これを増設する場合は、またこの子ども子育て会議のほうに諮るということになります。諮った上で、調整するということになっていきます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 理解いたします。5から6にはそう簡単にはこの村から出る負担も当然出ると思うので、そのように簡単には行かないということではあります。なぜこのような質問をしたかという、ある施設がその今この単位だと30～45名ですかね、おおよそ40名ではあると思うんですけど、マックスが45名受け入れることができるというふうに、補助額の算定がなされていると思います。多く受け入れてしまうと、その分というか減額がまたあったりするということで、やはりその1単位で例えば60名とか70名はやはり施設としては受け入れない現状があるんだなというふうに理解はしているんですが、このあるところがこの利用希望者がたくさんいて受け入れたいけれど、この現状として受け入れできないというのがありまして、これを解決できるにはこのやはり単位数が、その今の1を2にすることができる、その解決につながるんじゃないかなということで、いろいろ相談を受けて質問をしております。今、村としてはマックス225名の枠はあるということではあるんですが、この辺やはりこの希望する方がこの希望する学童に行けないというのは、ちょっと可哀想だなという気もしております。この学校単位でこの大体友だち同士で通って、そういうこの学校の近くであったり保育所の近くで、この利用がしやすいということでそこを希望しているので、できればここまで考慮できないかなということでありますが、先ほど課長からその「今帰仁村子ども・子育て会議」に諮って村長への答申となりますとありましたが、そういう問題等、要望がありますので、その子ども子育て会議をまた開いていくという手続はどのようにしていくか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時08分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問についてご説明いたします。

第2期の子ども・子育て支援事業が平成2年に行われまして、5か年計画になっています。令和2年～令和6年まで、ほぼこの225名という利用者数を押さえています。それを踏まえて新たにやるということになれば、このニーズ調査が必要と思われれます。このニーズ調査を踏まえて、新たな支援施設の開設を判断することになると思います。その段階で、まずそういうヒアリング等を進めながら令和6年以降に向けてすることになるというふうに考えています。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 冒頭にも申し上げたんですが、もうこのコロナ禍の中、本当にこの学童の重要性が高まっていて、この親御さんであったり本当にもうこの学童にすごい助かっているというのがあります。そこで、やはりこの断るにもこの人数を超えたら断るにも苦労して、自分たちで保育所などがやるこの点数表などをやって、もう断らないといけないという悲痛な叫びも聞いておりますので、ぜひこういうニーズはあると思いますので、令和6年からまた考えるというあれではなくて、まずニーズ調査をしっかりしていただいて、考えていただきたいなと思っておりますが、その辺についてももう一度お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問についてご説明いたします。

今現在、定数に達していない施設もありまして、そこに入っていただくという考え方を持っています。今の段階では、先ほど待機児童等いないということで申しましたとおり、そういう経緯がありますので、そこを踏まえて令和6年度にニーズ調査を図りたいと思っています。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 課長の言っていることは理解もできるのですが、やはりこれ民設民営でやっていて補助金のほうも補助額もあるということで、やはりこの希望あるところにやって、ほかのところに行ってもらおうという考えはちょっと、また考え直すのもあるのではないかなということは感じておりますので、ぜひまずニーズ調査やってもらって、その子供たちがほかのところ、もう行かされるという状態にやはりなると思うんですね。その判断もまたその施設が、希望者があふれる施設がやるわけですから、双方にとってもあまり好ましくないと思いますし、ぜひこの人数的にその調査で令和4年、令和6年にはやはり減少していくということも分かってはおりますが、ぜひニーズ調査やってもらって、そこら辺もまた一度協議して、開くか開かないか考えていただきたいです。最後に一つ、この新設はできないかということで、今の話でも理解はしておりますが新規はやはり厳しいということで、今の現状だと理解はしております。しかし、このこれから多様なニーズが求められる中、この国のほうのこの「新・放課後子ども総合プラン」でも書かれております、例えば塾であったり英会話・ピアノ・ダンス等、沖縄県では最近このかけこなど運動、陸上に特化したような施設もありまして、やはりこの利用者がいろいろ選んでいく世の中になっていくのかなとも思いますので、ぜひ新規参入も考えながら、先ほどあったように例えば30名から45名ではなくて、その20名から35名という単位もやりながらだと、あと一つ、二つ、三つ増やすのも可能ではないかなと思っております。もちろん財源が必要ではあるんですけど、やはりこれはもうその子供たちの可能性を探る意味でも、ぜひ検討していただけないかなと思ひまして、その思いを教育長にどうお考えかなということで、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの1番島袋 誠議員の質問にお答えしたいんですが、やはり先ほどから聞いておりますと村民の声と言いますか、そのあたりを反映したニーズ調査が令和6年度までじゃなくて、早めということもありまして、そのあたりをやはり検討すべきかなと思うんですが、でもやはり教育行政のほうの立場からすると村全体を考えた施策を展開しているわけですが、やはり声は拾うということは大事ですので、そのあたりをまた担当部署と調整しながら検討してまいればと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 教育長の思いは聞きましたので、最後に村長はその答申を受けて判断するというので、答申を受けないと何も答えることもできないと思うのですが、答申が来た際にはどのようにお考えかどうかお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時16分)

久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** ただいまの1番島袋 誠議員の質問にお答えをしたいと思います。とっております。

この放課後児童クラブの整備についてでありますけれども、まずは先ほどからもニーズ調査等々の声が出ておりますので、しかるべき手続を踏んだ上で、しっかりこの「今帰仁村子ども・子育て会議」において、しっかり議論することが肝要ではないのかなというふうに思っております。その中で、諮問機関あるいはまた有識者の意見も踏まえた上で、学童行政のあり方について調査・研究を重ねた上で、しっかり方向性を出していきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 1番島袋 誠議員。

○ **1番 島袋 誠 議員** ぜひこの第2期今帰仁村子ども・子育て支援計画にもあるとおり、平成29年からやはり実際減少しております、推測値でもやはり減少していくというのはありますので、今のところそうだと思うので、ぜひ人口も増やしながらかその推計値を覆せるようまた我々も努力して、この人口増やして今ある案を叶えていただきたいなと思っております。この質問を終わります。

では次に、アカギ害虫被害についてですが、この現在村のほうでもこの質問状を出した通告したときには、そんなに目立たなかったんですが、ここ最近本当に急激にいろんな村内各地のその幹線道路沿いが特に目立ってきた感があります。もう名護のほうはこのアカギのいろんな街路樹がある中、アカギだけがこの枝全部伐採して本当にどんと枝はなく、この幹だけがある状態になっておりますので、今までの対策だとそれしかないということではありますが、この沖縄タイムスのこの記事によると、葉がこの特定される、害虫が特定されることによって、いろんな対策ができるということがあります。この例えば街路樹そんなに年数たっていないものなどは枝を全部切り落として、葉っぱがない状態にするということも対策としては、その対策でいいとは思いますが、やはり私が気になるのはこの沖縄県の銘木100選にも選ばれている与那嶺区にあるこの公民館の中にはアカギですね、そこに被害がなければいいなという思いでこの質問をしましたが、ちょっとずつ入って何かこの葉がやっている状態でありまして、ぜひ早急に県と調整してやはりこの銘木100選に選ばれているアカギというのも数少ないですので、もうここは県のほうも重要な案件として扱ってくれるんじゃないかなと思っております。ぜひ県のほうに調整、すぐ早急にしていただけないかどうかお伺いいたします。

○ **座間味 薫 議長** 久田哲史経済課長。

○ **久田哲史 経済課長** ただいま1番島袋 誠議員の質問について説明いたします。

たしかに2019年、那覇市のほうで最初に発見されて以来どんどん北上しております、離島はまだ被害が出ていないということはお伺いしているんですけども、県内のアカギについてはもうほとんど入っている状況であります。ただ村内においては、天底区のほうはまだ小学校にアカギはあるんですけども被害が見受けられませんでした、それ以外の教育委員会の周りとか、もちろん議員がおっしゃっている与那嶺区の100選に選ばれているアカギも被害に入っている状況ではございます。踏まえてさっきの村長の答弁でもありましたけれど、県のほうとしっかり連携してその対策に向けて進めていきたいというふうには考えております。あと調査のほうも進めております、今月末の調査期日で担当のほうで調査をして報告する状況でございます。全県的な調査を踏まえて県のほうも対応するというところでございますので、

しっかりと担当のほうとも県の担当のほうとも連携して、対策について検討してそれを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 課長のほうもしっかり調査も村内のほうも調査もしてくれて、しっかり取り組んでいただいているんだなというのがうかがえます。やはりこのコロナ禍だからこそ、コロナ対策が最優先課題ではありますが、このやはりこの銘木100選に選ばれている大木でありますので、この地域の本当に安らぎを与えてくれたり精神的な拠りどころに本当にもうなっている木ですので、ぜひこれはもう県のほうにそれを訴えて、本当に最優先的にしていただくよう強く要望していただきたいです。以上で終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時27分)

次に山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 さきに通告しました件について質問いたします。

①教育行政について。北山学園プロジェクトの新たな計画は、また小中学校児童生徒の体操服の指定についてどうお考えか伺います。

②旧湧川小中学校跡の利活用について。今後の利用計画を伺います。

③歩道の整備について。村内道路に接する歩道には数センチのちょっとした段差があります。そのちょっとした段差が、高齢者や車イス利用者、歩行に難のある方に危険と思うが、改善に対しどう捉えるか伺います。

④今帰仁村すこやか子育て支援金について。現在の支援金額を伺います。

⑤ごみの再利用化について。トンネルコンポストの導入についてどうお考えか伺います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それでは、ただいまの9番山城 太議員の質問事項①教育行政についてお答えします。質問要旨の北山学園プロジェクトの新たな計画については、これまで継続して行っている「キャリア教育」を引き続き推進するとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育施策を計画してまいります。小中学校児童生徒の体操服の指定については、吸汗性、伸縮性、手触りや肌触りのよさ等を勘案し、学校ごとに採用しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 それでは9番山城 太議員の質問にお答えをいたします。

質問事項②旧湧川小中学校跡の利活用についてお答えをいたします。今後の利用計画については、あいあいファームの破産申立て後、財産状況報告集会等が開催され、令和3年7月15日に第6回の集会が予定されており、管理移管が見通せた時点で計画をしております。

質問事項③歩道の整備についてお答えをいたします。歩道の段差は、高齢者や車イス利用者、歩行に難のある方には歩行がしにくい状況だと思えます。村としても十分に現場が把握できていない現状です。今後は、情報交換、現場確認及び調査を行い、関係機関を含めて検討をしていきたいと考えております。

質問事項④今帰仁村すこやか子育て支援金についてお答えをいたします。現在の支援金額については、第1子が2万円、第2子が3万円、第3子が7万円、第4子以降は10万円となっています。

質問事項⑤ごみの再利用化についてお答えをいたします。トンネルコンポストの導入については、燃えるごみを焼却処分するのではなく、分解発酵して処理する環境に配慮した画期的な処理技術だと理解しておりますが、トンネルコンポスト方式のごみ処理施設を整備している自治体の事例も少ない現状であり、導入に当たっては、慎重かつ総体的に勘案する必要があると考えているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 北山学園プロジェクトについて質問しますが、キャリア教育以外に何もなされていないということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時33分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの山城 太議員の質問にお答えします。

キャリア教育以外には実施していないかということなのですが、本村の教育施策は北山学園プロジェクトの中核を成すのがキャリア教育だということは常々申し上げているわけですが、もちろんキャリア教育をこれまで実施してきて、非常に本村のキャリア教育が進展しているなどという実感を持っております。具体的な言い方をしますと、キャリア教育における行事とかそういうものが意外と目立った感じだったのですが、ここ2、3年にご案内のとおり各学校において授業の中にキャリア教育が展開されているところがありまして、それとそれ以外にとあるんですが、新学習指導要領の件をせんだって嘉陽 崇議員のときにちょっと申し上げたんですが、そこを見据えて外国語教育のほうにも今力を入れていて、これからまたさらにそこに力を入れていきたいというふうなところを持っております。令和元年度から、新学習指導要領を小学校始まる前から外国語教育に注力して今進めているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 今教育長のほうから外国語にもちょっと力を入れていくような発言があったんですが、これは外国語、交流とかそういったアメリカンスクールとかそういったスクールとの交流とかも考えてやられるのか答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それではお答えします。

ただいまのところ今議員からご質問のあった交流とか、そのあたりの具体的計画はないんですが、学校教育を進めるに当たって学習指導要領がありますよね、それにのっとってというのがありますが、学習指導要領、新学習指導要領では外国語教育に関するものとして新しい学習指導要領で、これまで前学習指導要領にあった外国語活動という5、6年であったのが3年生から始めることができ、5、6年からは今度外国語ということに外国語教育になっています。それを本村では、本村のこの新学習指導要領の趣旨を踏まえて進めていくわけですが、本村ではさらに一步進めて3年からの外国語活動ではなくて、1年生から外国語活動に取り組むということは今視野に入れて、計画しているところであります。以上でよろし

いでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 はい、大変素晴らしいことだと思います。先ほど交流と言ったんですけれども、県内には基地があるじゃないですか、そういった中にも基地だけじゃなくて生活があるわけですよ、生活の中に学校があって、その中の学校の生徒たちと行き来しながらの交流もいいんじゃないかなと考えたりもするんですが、その辺、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それではただいまの質問に対してお答えします。

今議員おっしゃったように地域ということが出たんですが、実は非常に今私が申し上げた新学習指導要領の趣旨、この中でせんだって嘉陽 崇議員のときに社会に開かれた教育課程という言葉を出したんですが、その基になるものが、地域の特色を反映させるというところが出てきます。本村を考えた場合に、今議員からあったように、本県においてもとてもこの外国語活動の環境として恵まれている、ましてや本村の場合は世界遺産の今帰仁城、それとこれからまた予定されているテーマパーク等でインバウンドが期待されますよね、インバウンド来られると。そういう方への対応も考えた場合に、やはり外国語教育とても大事ですので、今議員から提案あったようにこの外国語教育を進めるに当たって、実際体験的な活動としてネイティブと言いますかね、ネイティブとの交流はとても素晴らしいと思いますので、そのあたりは進めていく中で検討していくのは十分大事だと思いますので、考えていきたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 ぜひ検討していただきたいと思います。

体操服の件なんです、これ学習指導要領には昭和の22年以降には、この体操服にする記載がないんですけれども、そういった前からののをずっと同じような形で体操服があるのは時代も時代です、いかなものかなと思うんですが、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり学習指導要領に体操服を導入しなさいとかいう指定もございません。各学校に問合せはいたしました。採用に至った経緯というところは、判明はしていませんけれども、学校側からするとやはり運動に適して吸湿性だったり速乾性も高いというところで、そのまま継続しての指定体操服を活用しているという回答がありました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 体操服ができたのはいつ頃なのか。由来はご存じですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時39分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時40分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

体操服ができた由来については、申し訳ありませんがちょっとこちらのほうで承知しておりません。以

上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 由来を調べたんですが、1887年兵式体操に関する建言案。その中に、「軍事的色彩が強くなって、学校体操服も軍服に準ずる服装となった」とあるんですよ。昔の戦争時代のままずっと引きずっているんですよ、丸坊主もそうだったと思います。その辺、本当に時代も時代ですよ、吸汗性とか伸縮性、体操服よりももっと安価で買えるのが多くありますよ。そこら辺に関して、再度答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

まず学校で体操服を指定しているという背景というんですかね、そこは私が想像するに家庭の経済状況によって児童生徒の体操服が変わるところは、ちょっといかがなものかということもあり、その辺考慮をした上で指定の体操服になっていると考えますので、その辺も含めていずれにしても学校のほうで体操服については決めていくことだと認識しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 合理性に欠けるんじゃないですか、体操服って今の時代。学校行ってわざわざ着替えて、また体操服に着替えてまた普通の服に着替える、時間のロス。先ほども言いましたが、今のシャツは、動きやすいし発汗、吸汗もすごいですよ、質もいいわけですよ。家庭環境が何とかと言っていたんですけど、朝体育着で来るわけじゃないですよ、私の勘違いかもしれないですけど。その辺どうお考えか、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

まず体育の授業が終わりましたら、もちろん体育が終わった後、着替えというのはしておりますが、それについては体操服が汚れたりとか汗かいた状況をまた新しい座学に移ったりとするところも踏まえますとやはり体操服というのは必要ではないかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 学校いつでもどこでも体育の授業だけが衣服汚れるわけではないですよ。学校行ったら汚れてくるの当たり前じゃないですか、低学年から。体操服じゃなくて着替えだけ持たせればいいんじゃないんですか。体操服1,600円、1,500円、2,000円とかするんですよ。体操服、今着けているのよりも1,000円、700円、500円とかで売っているんですよ。そこら辺、どうお考えか答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

着替えを持たせればというところでしたが、授業において活用する服として体操服がありますので、その他については特に小学校については制限は設けていないわけですけども、先ほども申しましたとおり、それは自由にするという考えもあるかと思っておりますけれども、その辺についてやはり家庭の経済状況等が出てくるようなものだと、それはそれでちょっといかがなものかなという考えはあります。というところで

指定の体操服ということで行っているものだと考えております。この辺についても指定については、各学校のほうで行っているということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 服装等については、教育委員会は関知しないと学校ごとに任せていると、それで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

体操服にしても教育委員会で、この体操服にしないとかという指定はしておりません。各学校で指定の体操服を決めているという状況ですので、それに関して教育委員会がどうだという意見を出すということとはございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 では最後に聞きますが、教育指導要領にはないんですね。そういうことは学校側は承知されているんですか。答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

学校において体操服の指定が学習指導要領には載っていないというのは、各学校認識しているものだと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 理解いたしました。次の質問に入ります。旧湧川小中学校の件ですが、管理移管が見通せた時点で計画しますとあるんですが、現在は全く白紙状態ということではよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時48分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時48分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 9番山城 太議員の質問について説明いたします。

あいあいファームのこれまでの経緯については先ほど村長のほうからも答弁があったとおり、7月15日に6回目の債権者集会と報告集会等が予定されております。現在その最終的にあいあいファームが倒産してから村のほうに明け渡すという手続が調整としては最終段階に来ているかなという感覚はありますけれど、まだその最終的な引渡しの条件が整っている状況がございませんので、今後7月までにはまたある程度進展が図られるものだというふうに期待しているところではございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 この件につきましては理解いたしました。速やかな引継ぎができるように願います。

次の質問、歩道の整備についてですが、私の書き方がまずかったのであまり理解していないと思いますけれど、交差点とか舗装されたアスファルトとアスファルトをつなぐ間知ブロックみたいなのが積まれているんですね、道路、これぐらいの2、3cmの段差があるんです、車が進入するところ。これ車椅子と

かそういった歩行困難な方とか押し車で歩いている方々にとてもかわいそうなんですよ見ていて、苦慮しているの見るので。私も昔福祉施設にいてそういった仕事やっていたので、車椅子が難儀するの分かるんですよ。そこら辺少し、何かもっと段差がないようなブロックに変えとか削るとか、上からまた少しコンクリート流すとかそういった対応というのはできないものかなと思って質問しております。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 9番山城 太議員の質問について説明いたします。

山城議員が言うのも分かりますけれど、多分構造上とかいろいろあると思うんですよ。ちょこっとの段差はこちらとしても分かっておりますが、先ほど言った構造上の問題等もありますので、この辺をちょっと調べさせていただいて、できるのかできないのかを検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 ぜひ、みんな村民、住民そして今帰仁に来る方々が優しい今帰仁であってほしいと思います。ぜひ、検討願います。

次の④の支援金についてですが、平成29年3月議会でもちょっといろいろ話し合ったんですが、そのとき当時の村長はせめて1子、2子の金額を上げる検討していきたいと思っておりますと答弁あったのですが、それから全然金額が変わっていないんですが、その村長の発言以降検討なされたのか、されていなかったのか、検討した上でその額がそのままついたのか、その辺答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時52分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時53分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

すこやか子育て支援金条例につきましては、平成27年の4月1日から金額の改正をして、多子世帯につきましては上乘せという形で改定をしています。議員がおっしゃるように平成29年度に質問した後、協議をしたかという詳細につきましては、私どもの前課長からの引継ぎの中にはちょっと記載されておらず、詳細な協議の内容については今のところ手持ちの資料では確認はできておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 じゃあ今後、増額に向けて検討なされるのか、その辺は村長でよろしく願います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時54分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

現在平成29年度の一般質問での件で、協議をしたかどうか含めてなんですけれども、その結果について内容を確認してどういった協議内容であったのか、そのままの据え置きの原因があったのかどうかも含めた、確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 ④番は理解いたしまして、残りは午後からやりましょうか。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時55分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

引き続き9番山城 太議員の一般質問を行います。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 ごみの再利用化について再度質問いたします。このトンネルコンポストなんですけど、たしか四国のどこの県かな、三豊市で行っているものがあるんですが、その詳細とか調べたなら説明をお願いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員のおっしゃったその先駆的にトンネルコンポストを導入している市でございますが、香川県になります。三豊市と申しますけれども、民間企業のほうとの連携を取ってうまくごみの処理をしているというふうに聞いております。ご承知のようにトンネルコンポストの方式につきましては、生ごみ・紙・プラスチックなど混在した状態でごみを密閉発酵するバイオのトンネルで、微生物の働きを借りて発酵作用を促して、最も活発になる環境をつくり出していくというふうに聞いております。年間1万tの一般廃棄物を収集してバイオトンネルで発酵・乾燥させた後に固形の燃料を作って、それをうまく活用して環境に優しいごみの処理を行っているというふうに聞いております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 全くそのとおりでありまして、最初の答弁のほうにもこの整備をしている自治体が少ない状況であり、導入には慎重かつ総体的に勘案する必要があると考えている。そのとおりだと思います。今後取り組みといたしましては、そういうふうな導入に向けてさらに調査等を行っていくのか、現地へ出向いてそういったのも取り組んでいくのか、その辺答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

ただいま本部町・今帰仁村清掃施設組合のほうでは、焼却施設のほうで大規模な改善、修繕工事を行う予定になっております。今すぐの導入というのは非常に難しい状況かと思いますが、今後の環境に優しいごみ処理施設の構築に向けては、研究・調査は必要ではないかというふうに考えております。本部町と清掃組合のほうとの協議も図りながら、中長期的なスパンで提案ができるような調査等を行いたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 ぜひそういうふうに行っていただきたいと思います。そこで本部と今帰仁村ではなく、北部一円でそういった事業に方向性を向けて北部一円で取り組んで行くのもありかなと思います。そしてごみは増えれば増えるほど固形燃料は作れていって、固形燃料の売り先と言いますか、そういったのは沖縄は火力発電でありますので、そこら辺への今後の取り組み等が検討できるのなら、その答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 トンネルコンポスの導入について、課題も多くあるのかというふうにも懸念がありますので、この辺の調査研究を進めながら本部町・今帰仁村で導入が必要なのかあるいは広域的に北部広域で考えていくかなどの議論も踏まえて協議をしてまいりたいと思います。声を上げれる場所があれば、またこちらからの提案ということも可能かと思っております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 村長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 9番山城 太議員の質問にお答えをしたいというふうに思っております。

先ほど課長からもありましたとおり、このトンネルコンポスの導入に向けての調査研究の考え方なんですけれど、やはりこの施設の場所であるとか、例えばごみ処理の方法、そしてまた運営方法などについて、まずはやはり一部事務組合のほうにテーブルにまず乗せていただいて、次期このごみ処理施設の計画の中で、そこは環境に負荷のない廃棄物処理技術の比較検討などを行って、より効果的なよりよい施設の建設に向けて調査研究をしていく必要があるのではないかなというふうに、私どもは思っているところでございます。広域的な知見からまた見てはどうかという質問もあったかと思っておりますので、その辺はまた副村長のほうから広域行政に携わってきた中で、答弁をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 今村長からの広域行政という話がありましたので、このごみの再利用については、当然その一義的には今帰仁村・本部町の清掃組合の中でしっかり研究をして、その中で広域的なより広域的に取り組むことが効果があるということが調査研究の結果見えるのであれば、北部広域の中にも広域調査等調査委員会というのがしっかりありますので、そこに村長から提案して、そこで再度また広域的な見地から調査研究して、具体的に可能であれば進めるということもあると思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時38分)

次に、玉城みちよ議員の発言を許します。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 皆さんこんにちは。議席番号7番、議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。今回もしっかりと村当局の前向きな答弁でユタシクお付き合いください。

質問に入ります前に一言所見を述べさせていただきます。昨年より、1年以上にわたり、これまで体験したことのない生活で様々な不安を与え、目に見えないウイルスにおびえ、村民をはじめ、全世界の人々が新しい生活様式を受入れ、現在の緊急事態宣言の自粛解除を待ちわびる生活状況にあります。本村においては、行政の指揮の下、ワクチン接種もスタートし、第1回目の接種を終えた高齢者の皆さんからは安堵の声も聞こえております。これから65歳以下の村民への接種も控えており、関係部署の職員は接種のため、休日、夜間と出勤もされ、村民の感染予防と健康管理に努めていただき、感謝申し上げます。

先日、村内の高齢者施設の敷地内で、心が温かくなるコロナ禍の新しい場面に遭遇しました。県外に住む末期がんの息子が余生をふるさとで過ごしたいと、沖縄の病院への転院が叶い、空港から転院先の病院

に向かう途中、現在では病院の入院の面会や個人施設での家族面会が制限される中、介護タクシーの車内の窓越しから高齢者施設に入居する100歳の母親へ挨拶する場面でした。本来なら、手も握る場面でしょうが、やはりこれもコロナ禍の新しい生活様式なのだと考えさせられた一面でもありました。接種後もコロナウイルスが目从前から完全に消えるわけではなく、今後しっかりと自衛をしながら感染と隣り合わせ、もしくは共存という新しい生活様式を受入れ、アフターコロナへの時代の変化に一人一人がしなやかに向き合っていくことが大切だと日々実感しております。

それでは令和3年6月定例会に当たり、先に通告いたしました3点について、質問事項1. 特定健診について。質問要旨①生活習慣病全般の予防、発症、重症化を抑制する意味においても重要な役割を果たしている現在の特定健診ですが、昨年からのコロナ禍の影響を受け、受診者の減少が危惧されます。昨年の受診率についてお伺いします。②受診率向上や普及啓発強化の取り組みとして受診率の高い区や健康づくりに積極的に取り組んでいる区を評価し、報奨を設けるなど、区へのインセンティブ導入事業を令和元年9月議会にて提案させていただきましたが、その後、村としての取り組みについてお伺いします。

質問事項2. 女性支援について。質問要旨、金銭的な事情や親のネグレクトなどにより買ってもらえない、生理用品の入手が困難にある女子学生への継続的な支援を含め、また、コロナ禍の影響等で経済的に困窮している女性への必需品である生理用品の無料配布について早急な支援ができないかお伺いします。

質問事項3. ヤングケアラーの支援について。質問要旨、病気や障がいなど介護が必要な家族の世話や家事を未成年の子供が担い、ケアのため教育を受ける権利が損なわれないよう周知・啓発が大事だと考えるが、本村のヤングケアラーの実態と具体的な支援方法についてお伺いします。以上、二次質問は議席から行います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 それでは7番玉城みちよ議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1. 特定健診についてお答えいたします。質問要旨①昨年度の受診率については、26.7%です。

質問要旨②村としての取組については、近隣市町村の取組を参考に担当課で議論を交わしたものの、コロナ禍の折、具体的な事業案の提案にまで至っておりません。今後、各区からの意見聴取も含め協議を行ってまいります。

質問事項2、3については教育長で答弁申し上げます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それでは、ただいまの7番玉城みちよ議員の質問事項2. 女性支援についてお答えします。

潜在的な需要の確認ができないデリケートな事案であり、対応については慎重に検討してまいります。

続きまして、質問事項3. ヤングケアラーの支援についてお答えします。現在、村立小中学校に通う児童生徒で家族のケアのため、学校に登校できない事案について照会しましたが、確認されませんでした。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 本村の受診率については理解いたしました。本村が目標とする受診率の設

定が設けられているのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時45分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時45分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 7番玉城みちよ議員の質問についてご説明いたします。

ご承知のように、昨年度からコロナ禍により、各字での集団検診ができない状況の中、コミュニティセンターと体育館をまとめて、一部の方に限定した集団検診を行ってきました。もちろん個別健診については病院のほうにも継続して行っておりますけれども、昨年に関しては集団検診と個別健診の率が逆転するような現象がありました。これはコロナ禍の中で想定されたことでありますけれども、今後、大まかな目標については平成30年から平成35年のヘルス計画の中で目標を立てておりましたが、コロナ禍により大幅な受診率の低下があります。今年も同様なケースになっておりますので、今年度につきましては35%の回復を目指して、対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 先ほどの村長の答弁で受診率が26.7%、去年ですね。これは以前に私が質問した際に、前々年度に当たると思いますが、43%、大分落ち込みがあるんですね。そのあたり、今回はやはりコロナ禍で健診を遠慮された。そして診療所での受診も、やはりどこか逆に悪くてもコロナ禍を不安に思い受診をされなかった、健康診断を受けてられなかったという方々も中にはいらっしゃるのではないかなと思います。そこで、今年度の受診強化策が考えられているのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

やはり集団検診の数が、昨年は300名を予定していたんですが、今年は500名を予定しております。ただし、その500名と言えど、従来これまで行ってきた各字公民館での集団検診の枠に近づけない状況になっておりますので、この件に関しましては、特定健診受診者に丁寧な情報提供を行いながら継続受診の大切さとか、そのリスクを含めて、化学的根拠に基づいてご自身の体の状況を説明するなど、いわゆる専門職のほうで対応していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 受診強化策については理解いたしました。現在、健診受診後に保健師や看護師らにより、手渡しの丁寧な結果説明を行っていますが、今回の目標を達成するに当たって、現在の専門職の人数で十分な人数なのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

現在、コロナ禍によりまして、昨年度から保健関係の事業につきましては、コロナワクチンの接種であったり、福祉的な給付金の支給手続であったり、優先されるべき事項が一時的に入っております。そういった事務も含めて専門職もかり出されている状況なので、現在、足りているかというご質問に対しては不足しているということが率直に言えるのかなと思っております。現在、やはりコロナで優先されるべき

業務、追加で入ってきた業務ですね。そういったものを進めながら、やはり健診受診者には経年の結果の活用とか、検査値の見方ですね。そういった継続受診の必要性なども合わせながら集団検診、または病院での個別健診などにつなげていけるような対応を行っていきたくて考えています。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 人員に対しては理解いたしました。現在、本村の限られた財源の中で、住民一人一人の収入をいきなり増やすには無理がありますし、まして、今年、コロナ禍の影響で、ほとんどの事業所分野においても収入減の状態が長く続いています。その中で唯一村の支出を抑えるには、住民や、特に職員一人一人の意識の持ち方で本村の大部分を占める医療費の削減につながると考えますが、受診率のアップに向け担当課のみの問題として捉えるのではなく、全庁全課を挙げて村民への受診率の呼びかけ運動や、感染対策を整えながら特定健診出発式などを行うのも、一つのPR方法と考えますが、見解をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、周知徹底を図るためにも出発式などもどうかということについては、以前の議会でも提案されたことで、それについては協議をしているところではありますが、今、緊急事態宣言等を踏まえて、人流の制限がかかる中、実際、人を集めて出発式を行うのもいかなものかというところの判断の下で対応していくというところで、今回につきましては、今年度につきましてはそういった取組を行っていないというような状況です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 そのような答弁が返ってくるかなと予想はしておりました。

続きまして、インセンティブの事業のほうに移りたいと思います。昨年はコロナ禍の影響により、各地での受診が実施できず、コミセンにて実施されたと答弁がありました。本村において、どの字が受診率が高いのか。分かる範囲でお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

今、手元に直近な資料を持ち合わせておりませんが、従来、運天、上運天等につきましては、非常に受診率が高いような状況で、地域の方も意識の高さもあらわれているのかなと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 受診率の高さに関しましては理解しました。前回の質問の際にもお話ししましたが、近隣の名護市においては受診率向上に向け工夫を凝らした取組をされています。人口の似た字を5地区に分け、受診率の高い字を表彰しているようです。その表彰の際に物品として字で使われる、公民館で使われるテントなどを物品としておあげしているということの名護市のほうでお聞きしました。そしてまた、地道にその継続をすることで現在では、名護市民同士が区民に浸透し、受賞を目指して区民同士の声掛けにつながっていると話していました。本村も区へのインセンティブは住民の健康づくりの意識に大きく関わってくるとも考えますが、前向きな導入に向け、再度お伺いします。導入においては、予算が

伴いますので、村長再度お伺いします。村長もご存じのように、村民一人が生活習慣病の重篤化などから透析を受けた場合、年間1人4、500万円の医療費が支払われていきます。それを考えても、年間一張りのテントは安くつくと思いますが、導入に向けお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

以前の議会の中でも7番議員のほうから提案がありました。近隣の市町村、名護市になるんですが、そちらでは先進的な取組も行っております。そういった情報は収集しておりますが、いかんせんこのコロナ禍の中で、より今帰仁に見合ったものを十分検討して、まだ課のほうで上げられていないような状況です。実際インセンティブの効果につきましては、非常にいいものではあるのではないかと思いますけれども、実際、各字、支給するものがテントでいいものなのか、また健康グッズなどもどうかということもありましたけれども、健康グッズとかにつきましては、介護予防事業でも同様な事業があつて、そういった取組も行っているところでもありますので、字の意向、各区からの意見聴取も含めて協議を始めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 インセンティブ導入に向けては理解いたしました。昨今では、2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで死亡しています。決して本村は例外と捉えるのではなく、私の周りでも多くの村民が苦しい抗がん剤治療と向き合い現在闘っています。それぞれ本人や家族が第一声で発するのが「健診を受けておけばよかった」「受けさせておけばよかった」の後悔の一言なんですね。健診を受けることで早期発見、ある程度の重篤化は防げると思います。現在まだ、今年度の特定健診がこれからのスタートですので、大事な家族、親族、隣近所声をかけあつて、様々な広報媒体を駆使し、受診率の向上に向け、運動を実施していただきたいと思います。

続きまして質問事項2. 女性支援について。生理の貧困という言葉が今回のコロナ禍で浮き彫りになった社会問題ですが、実際にはコロナ禍になるその前から起こっていたことであり、世の中に見えていない、気づけなかった案件であり、また当事者もなかなかデリケートな分野で声に出して言いづらいことでもあったのだらうと予測されます。問題がデリケートな案件であることから、支援は確実に必要と思いますが、また他の市町村を調べると様々な工夫を凝らし、期間を決め、無料配付の窓口を設けるなど、また学校内においては女性トイレに全て設置しておくという方法など、用品に関しては防災備蓄倉庫の入れ替え用を利用したりなど、実施をしている市町村もあるようです。本村においても入手困難にある女性の皆さんに気兼ねなく支給ができる方法や、女性特有の困り感、相談窓口を設けるなど、関係課で連携し、支援策を講じていただきたいと思いますが、再度見解をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの7番玉城みちよ議員の質問についてご説明いたします。

先ほど教育長からも答弁ありましたとおり、潜在的な需要というものについての把握がなかなか難しい案件でございます。家庭の経済事情によって困っている児童生徒の有無、需要についてと、あとどういふふうな提供ができるかということを含めて養護教諭等に話を聞きながら、検討を行いながら必要なとこ

ろには給付できるように検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 支援策については理解いたしました。先日の11番議員の質問の中でも、女性の自殺者が急激に増えているとありました。今回のコロナ禍から見えてきた影響や課題が男性より女性のほうがはるかに大きいとの国の調査の中でも言われています。1つ、女性への暴力、DVの問題、2つ、女性の経済、シングルマザーや非正規雇用の問題、3つ、女性の健康問題、4つ、家事・育児・介護、無償ケアの問題が国のほうからも打ち出されてきております。村長、副村長、今回この質問を通告しましたが、大変やりにくさを感じました。男性の課長が多い執行部側にどこまで言えるか、言葉も選びながら進めなければならないと。今後、コロナ禍を見据えたら女性の問題がさらに浮き彫りになってくることが予想されます。本村のこれから抱える女性の課題対応に、先ほど申し上げました4つの対応は各課にまたがることなので、またがることを考えると、支援を考える女性プロジェクトチームを女性職員で設置し、今後の政策提言の場にも行かせるような取組が本村にも重要になってくるかと思いますが、見解をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時01分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの7番玉城みちよ議員の質問にお答えをしたいというふうに思っております。

議員仰せのとおり、大変今、男女共同参画が叫ばれている中で、まだ本村においても管理職が少ないというのも事実でございます。今後、ご提案いただいた件につきましては、庁議、そして課長会において前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 前向きな答弁をいただきました。昨今、子供の貧困、虐待、女性の出産、産後のケアなどの女性に関する支援策が急速に問題視されてきたのも、これまで大事な政策決定の場に女性がいなかったことの遅れの原因も一つだと言われています。ぜひ女性職員の人材育成にも大きく影響しますので、整えていただきたいと思っております。

続きまして、質問事項3、ヤングケアラーの支援について。ヤングケアラーについては家庭内のことで実態が見えにくく、さらにその本人も気づいていないことが多いと言われているようです。まさしく行政や関係機関が本気度を出して見ようと努めなければなかなか見えてこない事案だと思います。今帰仁村ではヤングケアラーの報告がないという答弁でしたが、そのヤングケアラーの実態を把握するには、さらにどのような方法があると考えられるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員がおっしゃいますとおり、実態把握については、なかなか実態が見えにくい問題であるというのは把握しております。今回、議員からの質問がありましたので、学校側にも長期休業をしている児童生徒の

休んでいる理由についての把握をしているかどうか。どういうことで今長期で休んでいるのか、あとヤングケアラーの件についても問合せをしております。長期休業している児童生徒の理由については、聞き取りの段階では今のところ家族のケアをするために学校に出てこれられないという理由がなかったということでございますけれども、今後、それが出てこないとも限りません。というところからしますと、学校と、あとスクールカウンセラーもいます。教育支援員も学校を回っておりますので。あと貧困等となつてきますと、要対協も絡んできますので、その辺と連携しながら必要な支援を、必要な場所につなげていくというところでスクールソーシャルワーカーも活用しながら、あるいは福祉部門とつなぎをつけながら、その家庭の事情に応じたケアができ、そして児童生徒の学びが保障されるような対応をしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 答弁の中では、小中学校の調査をされたということだったんですけども、このヤングケアラーというのは高校生も対象なんです。今婦仁村の場合、特に高校生の皆さんがバイトをされている。それが逆にこの1週間毎日のバイトなのか、そのあたりも大変気になります。学校での不登校には影響していなくても、家庭学習の分野では確実に影響されていると思うんですね。そのあたりの支援も含めて、考えていってほしいなと思います。昔は当たり前のように、上のお兄さん、お姉さんが幼い姉妹の面倒や祖父母の世話も含めやるものと教えられ、それが美談だったかもしれませんが、現在では、子供がお手伝いの範囲を超え、家族のケアにつく子供が大事な学習機会、家庭学習も含め、青春を奪うかの危険性があると考えられています。本村においても学校関係者との連携、村民をはじめ、周りの大人へヤングケアラーという意味を周知してもらうことで、ケアラーと思われる生徒たちへ何らかの支援につなげられる、相談できる窓口の整備も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員ご指摘のように、高校のほうについては現状を把握していない状況でございます。現在、村で定期的に校長研と言って、各3小1中、プラス北山高校を含めた校長の意見交換であったり、情報交換をしたりする場を定期的に設けております。その中において、ヤングケアラーの件についても意見として出しながら現状の把握、あとそれに対応する術ですね、高校にもスクールソーシャルワーカーはいますので、スクールソーシャルワーカーの業務というのは、支援が必要な児童生徒に対してどういった支援が必要か。その支援をしてくれる先につなげるというのが業務でございますので、その辺を活用しながら実態の把握を含めて行っていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 窓口については理解いたしました。今回の質問事項2と3には共通して見えにくい、発見しにくいと、受け身で構えては支援策を届けられないと考えます。利用者は少なくとも数多くの支援策を行政が打ち出せば、拾える、助かる命に、ぜひ結べる行政運営を切に願ひまして、私の一般質問を終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時09分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時20分)

次に、與儀常次議員の発言を許します。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 令和3年第2回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告いたしました3点について質問いたします。

質問事項1. 今帰仁村における新型コロナウイルスのワクチン接種について伺います。質問要旨(1) ワクチン接種の予約申請について。(2) ワクチン接種現場の状況について。(3) ワクチン接種の今後のスケジュールについてお伺いします。

質問事項2. あいあいファームの今後の今帰仁村の利用計画について。質問要旨(1) 利用計画はどのように考えているのか。(2) いつから計画を進めていけるのか。

質問事項3. 今帰仁村の、旧幼稚園・保育所の跡利用計画について。質問要旨、跡利用計画をどのように考え進めていくのか伺います。以上。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 それでは10番與儀常次議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1. 今帰仁村における新型コロナウイルスのワクチン接種についてお答えします。質問要旨(1) ワクチン接種の予約申請については、現在コールセンターにおいて、平日の午前8時30分から午後5時までの間、電話のみで予約を受け付けております。

質問要旨(2) ワクチン接種現場の状況については、村コミュニティセンターを集団接種会場とし、事前予約を済ませた方に対し、会場スタッフ約60名が対応に当たっております。

質問要旨(3) ワクチン接種の今後のスケジュールについては、北部医師会や関係機関と調整を図り、本村における優先接種対象者の接種完了の見通しが立ち次第、65歳未満の一般の方への接種予約を開始したいと考えております。

質問事項2. あいあいファームの今後の今帰仁村の利用計画についてお答えをいたします。質問事項(1) 利用計画はどのように考えているのか。質問事項(2) いつから計画を進めていけるのかについては、あいあいファームの破産申立て後、財産状況報告集会等が開催され、令和3年7月15日に第6回の集会が予定されており、管理移管が見通せた時点で計画してまいります。

質問事項3については、教育長で答弁申し上げます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それではただいまの10番與儀常次議員の質問事項3. 今帰仁村の旧幼稚園・保育所の跡利用計画についてお答えします。

旧公立幼稚園については、学校用地を通らなければならず、連絡道確保等の問題があり利用計画が進んでいないのが現状です。また、旧公立保育所については、今帰仁村公共施設等総合管理計画に基づき売却処分を前提に作業を進めております。以上。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 再度、順序よく質問をしていきたいと思っております。

ワクチン接種は、これはコールセンターで午前8時半から5時まで云々とありますけれども、このワク

チン接種の会場、なぜ2階のコミセンに決まったのか。1階の保健センターは検討しなかったのか。どういう経過で2階の不便なところに、60名もスタッフが必要な場所になったのか。老人からはあの階段が怖くてということいろいろありました。そのおかげで職員がいっぱい、転ばないかということでサポートする職員が配置されているのを見まして、1階の保健センターでなぜできなかったのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

まず、コロナワクチンの集団接種に関しましては、医師の判断、またワクチンを接種する専門職、看護師の確保が必要となってまいります。北部地域では、その医師の確保、看護師等、医療従事者の確保が非常に難しいというところで、個別接種、病院での接種ができない状況になっております。それはなぜかという、各病院で行くと副反応のおそれがあるということから、1人15分、もしくは30分の健康観察が必要になってくるために、通常診療の中でその対応が非常に難しいということで、一堂に集めて集団接種を迅速に行うというところなんです。ただし、その集団接種に関しましては……。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時27分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時28分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 そういう状況の中、やむを得ず集団接種で行うことになっております。その際は医師も通常診療があるので、やはり医師、看護師の通常診療外での時間を割いて集団接種を行うために、その集団接種時間も、1日当たりの集団接種時間も限られます。これは医師と看護師が拘束される時間、その限られた時間で多くの方に接種するためには、やはり必要な面積を確保しなければなりません。保健センターであると、確かに大広間がありはしますけれども、3時間で300名以上の接種をするには、まず密にならないこと。そういったところが確保できない状況にありました。体育館での接種等も考えたんですけども、今後、沖縄の天候からすると非常に気温が上がるような状況になってきますので、高齢者につきましては非常に負担がかかるだろうと。そういったところで空調設備がなければいけないと。そういうところを踏まえて、いろんな状況を加味した中で、今、望ましいのがコミセンの1階と2階を活用する案が最終的に残りました。そのためには、おっしゃるように人の配置も安全面を考えて増やさなければならないという、そういった事情でコミセンということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の説明、3時間で300人ということで。じゃあ、これは医師1人でやるのか、何名かグループで当たるのか。面積がないとできないということですが、このライン、このラインということをやっているのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

現在、300名でしたら医師3名、看護師8名というところでありましてけれども、今帰仁村については300名をさらに増員して、360名で、同じ人員で対応しているという状況であります。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 予約センター、コールセンター0980-43-7281、これ1本で予約を受付しているのか。最初、朝から晩までかけても絶対つながらないということで、何名かの人から私のほうに苦情の電話がありました。役場に文句、苦情を言いたいたいだけでも、電話がつながらなくて、何も言えないということで、何名もの方がいましたので、これは一気に郵送したのか。順序よく、年齢別に郵送したら、その分なかったという人もいて、この接種券を一気に発送したおかげで、全体から一気に電話が来て、パニックしてつながらなかった。何回も、次の日、予約のときもつながらないということがあって、そのままこれ電話1本でやったのか。もっと2本とか3本とか増やす方法はなかったのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

電話番号につきましては、43-7281という1本になっていますけれども、回線につきましては、電話機4台、4名の係のものが対応しております。発送が当初65歳以上と示されておりましたけれども、今帰仁村については人数が多いので、まずは75歳以上の方にお送りしました。ただ、当初はワクチンの確保がままならない状況の中、75歳以上の方に案内したために、予想以上に接種したいという希望者が多くて、一時期電話回線が非常に混み合ったという状況になっておりました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 このワクチン接種の期間は、いつまでやるのか、来年まで、いつまで続くのか。ゆっくりグワー余裕を持ってできるんだったら来年までやるのか。期間があるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

国の接種期間が示されているのは、来年の2月28日までとなっております。ただし、今後、大規模接種、企業接種等、接種場所、期間等を増やして行って、さらに接種の加速をさせていきたいという国の思いもありますので、そういった接種場所が増えてくると、やはり2月を待たずに接種できるのではないかと考えています。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今、課長の説明では、令和4年2月28日までだけど、状況によってはこれ前になると。これを過ぎた場合は受付しないということでやるのかどうか。また、過ぎても漏れた方は、また来た場合は受付するのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

実際、国は2月末日と言っております。ただし、ワクチンに関しては消費期間というのがありますので、それ以降のワクチンを供給するののかどうかについては、まだ連絡等、そういった内容が示されておられませんので、その後については、また今後情報が出てくるのかなと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 ワクチンが100%、絶対ないとは思いますがけれども、村民が大体終了した後は、何名が接種しましたとか、何%が接種して、安全、安心な村になりましたということで公表するのかどう

か。みんなが打ったから、私は打たなくてももう安全じゃないかということで打たない可能性もある人もいますよね、疾患等で打てない事情のある人もいますので、こういう安全宣言みたいな感じで、村民の何割が接種したから、もう大体ということで公表するのをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

コロナの感染は村民の接種率によって大きく動くことはないかと思えます。ただし、この接種率に関しましては県の報告がありますので、県のほうで公表するのか、今帰仁のみ公表するという考えは今のところは持っておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この接種の人数、県、国から大体何割の方が接種してほしいとかのラインもございますか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

多くの方がワクチンを接種すると集団免疫力がつくと言われておりまして、一応、その基準が大体7割と言われております。そういったところから任意接種になりますので、できるだけこの接種したメリットなどを含めて周知をした中で、接種率につきましては上げていければいいのかなと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 ワクチン接種は、あの資料を見ても医療従事者、高齢者、基礎疾患がある方等から順次接種を開始するとありましたけれども、最終段階は接種するときに、こちらに優先対象者とありましたが、キャンセルがあつて余った場合、これは優先順位は決めてあるのか、定めてあるのか、ワクチンがキャンセルとかがあつて余った場合、特に接種したい人、やるべき人、例えば子供を預かっている保育士の方に優先とか、ルールがあるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

余らないように予約制度をしているんですが、当日体調が悪いとか、どうしても受けられない場合には余剰ワクチンとして、今本村では、優先接種者にそのワクチンを割り振るという形で取っております。今後、そういった優先接種者がいなくなった場合どうするかというところは、また今後検討していくというところでありまして。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあ、このワクチンは、国でも接種会場でもいろいろ年齢からだんだん下がってきていますが、今帰仁村は高齢者から何歳代までワクチンを接種していく予定なのか。10代まで、子供たちまでもワクチンを接種する予定が将来あるのかどうか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

現在、集団接種で用いられているファイザー社のワクチンにつきましては、当初16歳以上でしたけれど

も、現在12歳以上という形になっております。今日の情報になりますけれども、特に若い方の世代につきましては、心筋症など重い副反応が出るという情報も多々あるというところでもありますので、そういったところも踏まえ、今帰仁村では高齢者から順次、年齢ごとにワクチンの予約を開始していきたいというところで考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 高齢者から順序よくということですが、親が高校生、中学生、子供たちも打たせたいというときは、これは可能なのか。子供たちの接種云々であちこち問題になっている地域もありますが、今帰仁村は、そういった場合どういう対応をしていくのか。10代の高校生、中学生にも安全、安心なということで打たせたいという親が出た場合はさせるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問について説明いたします。

現在、今帰仁村の場合には年齢順という、高齢者の方から順次打つことになっております。ただし、特例で基礎疾患がある方については、その病院がサテライト型、もしくは基本型ということで接種できる病院であれば、医師の判断の中で打ったほうが良いというところであれば、そちらでも打てる状況になっております。今帰仁村ではあえて集団接種のほうでは順序よく打っていくというところで考えておりますので、そういった特例があった場合については、医師の判断で、もちろんご本人の判断、ご家族の判断になるのかなと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次に行きます。

質問事項2のあいあいファーム今後の利用については、答弁書には、破産の申立て後、財産状況報告集会等が開催され、令和3年云々があって、第6回の集会が予定されておりとありますが、今までの回数の内容を分かりやすく説明を求めます。もう5回終わったということですので、経緯もあると思いますので。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質問について説明いたします。

先ほど村長から答弁のありました、財産状況報告集会、それと併せて精算報告集会、破産手続廃止に関する意見聴取のための集会という3つの集会が併せて開催されております。その第1回目が令和2年2月13日でした。2回目が令和2年6月18日、3回目が令和2年9月3日、それから第4回が令和2年12月10日、第5回が令和3年3月25日で行われました。それぞれ第1回の集会から説明の中では、あいあいファームの破産手続に至った経緯の説明と、どれぐらいの財産があるのかを確認するという作業が行われて、その後、破産手続に関する意見の確認、債権者からの質疑等が行われる意見交換という形で5回開催されてきた経緯でございます。前回の3月25日に行われました集会では、今後、現在施設内にある動産等の処分を行った上で、今帰仁村に返還していきたいという旨の説明がございました。その明け渡しに関する状況としましては、その中にリース物件などがあったものが撤去されてきておりますので、それが全てなくなった段階で今帰仁村に返還していただけるという説明がございました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 こっちに管理移管が見通せた時点で計画してまいりますと、最後についております。この管理移管はいつなのか。これはいつまで待っているのか。5年後なのか、10年後なのかになりますよね。今、何年間もたっていますけれども、見通せた時点というのはいつ頃なのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

見通せた時点というのが、まだはっきりとはできないんですが、今、最終的に破産管財人が今帰仁村に渡せるというか、動産がどのくらいあって、どの部分の動産が処分できたという最終的な確認の段階に来ておりますので、それがいろいろ条件整備をする中で今帰仁村にとって不利益が生じないような形が取れば、明け渡しができるものだと考えております。ただ、それが7月に終わるのか、9月に終わるのかというのはまだはっきりしないところであります。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあ、管理は今帰仁村の管理にまだなっていないだけだったら、向こうに管理させて草刈りぐらいさせてくれませんか。放置状態なんですよ。言うべきことは言うべきだと思うんですよ。管理させないぐらいだったら自分たちで管理してくださいということで。草刈りぐらい。放置状態のものだから、管理できていないと私は思っていますけれども、その件、言えるかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

草刈り等の管理を十分できるかどうかについては、また検討していきたいと思います。そういう申出ができるのか、やっていいのかどうかというところは検討してみたいと考えます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあ、管理が見通せた時点、見通せた時点で利用したい方が申込みはどのように、今、考えているんですか。管理が移転したときに考えるのか。今、何か考えている案があるのか。この申込者は、次、終わってから考えるのか。今の時点でどう考えておられますか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

今帰仁村の財産を管理する上で、財産の処分であったり賃貸という貸付けを行う場合には、今帰仁村の公有財産管理運用委員会というものがございまして、その中で検討していきます。具体的にどのような状態で今帰仁村の管理になるのかも踏まえてからの検討になるかと思いますが、これまで学校跡地と大きな公有財産の処分に関しては一括処分であったり、入札方式であったり、企画提案書をいただいてプロポーザルによって決定したりということがございまして、そのいろんな形を踏まえて、今後の湧川小中学校の跡利用がどのようにあったほうが有効的なのかというのは、その運用委員会の中で最初に検討されて、いろんな方々の意見を踏まえて決定づけられるものだと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは今年いっぱいではいいのかどうか、見通せるのか。向こうにも期限を

つけるべきじゃないか。向こうがただらだらやっているのを待って、いつまで待てるのか、もう待てないから、いつまでにやってもらえませんかということも言えることじゃないかと思いますが、本当は我々の財産ですので、もともとは、長くなっていますので、今年いっぱいとか、何月いっぱいまでに行けるようにということで申入れはできないですか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

破産管財人のほうには、その財産処分の検討会と申しますか、この説明と意見交換が始まったときに速やかに明け渡しの状況も踏まえて提案したところでございます。いつまでという期限は言っていないが、できるだけ今帰仁村が管理、次の跡利用をしたいという旨は申入れをしている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 もうそろそろ期限もつけてもいいのではないかと思います。何年か待っています。草も伸び放題でありますので、これ以上待てないから、いついつまでに整理するようにということで、期限をつけて申し入れるのが妥当だと思いますが、そういうことはできそうですか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

次の債権者集会、それと意見交換の場が予定されておりますので、その中では申入れができるものだというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 村も意見を言う権利はあると思いますので、いつまでにやってほしいという意見も言ってください。次に移っていきます。

質問事項3. 今帰仁村の旧幼稚園・保育所の跡利用について。回答には、幼稚園については学校用地を通らなければならず、連絡道確保の問題があり利用計画が進んでいないと書いてありますけれども、この学校用地を通らなければならずということで、問題があるということで、どういう問題があるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番 與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

旧公立の幼稚園については、公道なりから直接幼稚園の跡地に入ることができません。あくまでも学校の中の学校用地を通してでないと、この跡地に入っていくことができない状況にあります。周りにももちろん民間地はありますけれども、進入できる道路というところがありませんので、おのずと学校用地を通らなければその土地に入れられないということになりますので、使用に関しては不特定多数の人が学校用地に自由に出入りできるというところは、学校の安全確保の面からもよろしくないというところで、跡利用については現在進んでいないというところが状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあ、これは民間、個人では利用できないということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

以前も議会の中で利用についての質問がございましたが、例えば、学童クラブ等が使用したいということであれば、施設についてそのまま使用できるかできないかというところは別としても、この学校に通っている児童がそのまま学校から行くというところに関して言えば、そういう利用の形態はあり得るのかなというところがありますけれども、それについてもそういう利用をしたいという申入れが今のところございませんので、現在のところ跡利用について、計画についてはまだできていないというのが現状でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今、課長の答弁では、跡利用は子供たちに関わる施設だったらできるということで解釈してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

子供たちの利用に係る部分について使用できるかということでございますけれども、この使用をする目的、用途、不特定多数の人が出入りしないのか等も含めての判断ということになりますので、まずはこの使用目的によるのかなと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは問題があり、利用計画が進んでいないということではありますが、じゃあ、もし民間、個人で使えないとなる場合、公で、役場で使う案が何かあるのか。なくてそのまま置くのか、道路がないから使えないということでそのまま置きっぱなしにするのか。潰すのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

令和2年度に策定されました個別施設の利用計画においては、財政的な事情もございますが、10年後をめどに取り壊しをしたいというふうには考えております。その間に活用したいという申出があって、使用目的に学校用地を通行する等の、ある程度の計画について問題がないような計画ということであれば、その判断については公有財産管理運営委員会の中で諮っていくことになると思いますけれども、現在は個別施設の計画の中では、10年後に施設の取り壊しというところまでは計画しているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明、連絡道路確保の問題があり利用計画が進めにくいということでいろいろな説明を聞きました。それで村長、最終判断は村長に来ると思います。10年後まで置いて取り壊し云々もあったんですが、今後どういう方法で首長は考えているのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時58分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

旧幼稚園の建築年が、資料を手元にないんですが、昭和52年か53年頃の建築で、今よく言われています耐震基準で行きますと、昭和56年以前の旧耐震の構造物でございますので、公に使う場合はその耐震補強なり、もしくは建て直してから使うというのが道筋だろうと思われまので、今の状態で使うということは困難でございますので、もし土地を違う形で使うのであれば取り壊しをしていくということも想定の中に入ってくるという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀常次議員の質問に補足をして答えていきたいと思ひます。

この今帰仁村の旧幼稚園・保育所の跡利用計画についてでございますけれども、行政運営は、昨今のコロナ禍、あらゆる社会情勢の変化に柔軟に対応していかなければならないというように私は考えているところでございます。これは中長期的な視野に立って、村有財産の有効活用を考えることが最も重要ではないのかなと考えているところでございます。今後、旧幼稚園・保育所の跡利用計画も含めて、しっかり利用価値を検証して、そしてまた公有財産台帳の整備に伴う遊休、未利用、利用していないところの財産の精査を今後しっかり行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。しっかり有効活用最適化していくことに今後努めていかなければならないと考えているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 村長の答弁でも有効活用していきたいということでもあります。それで、前に、課長が説明したのは公共で使うから耐震どうのとあるんですね。民間ではないんですよ。前の、勢理客の保育所、民間で使っていますよね、耐震度、消防法も云々あるけれども、民間で使えるんです。20年置いて潰すよりは、村長も答弁ありました。民間に何とか使ってもらう方法も、私は模索すべきだと思います。せっかくあって、まだまだ利用できる建築物でありますので、民間でどうにか使う手法も考えるべきだと思います。ただ、耐用年数が来るまで待ってから潰すというよりは、ぜひそういう観点で、再度答弁を村長に求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時01分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

先ほどからの、この旧幼稚園につきましては、学校教育課長から説明のあったとおり、学校施設の敷地の中に幼稚園施設が入り込んでいますので、それを民間活用するのは難しいということでの、教育委員会からの説明でございましたので、幼稚園園舎を民間に払い下げて活用してもらうというのはベターな選択ではないのかなというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀常次議員の質問にお答えしたいと思います。

村が保有する財産について、これは村民の貴重な財産であると、この限られた資産を最大限に活用するというのが、こういう施策が求められているものだと理解をしているところでございます。先ほど課長か

らも答弁がございましたけれども、やはり売却可能資産の範囲の位置づけをしっかりと明確にして、そしてまた理解をいただいて、今後、しっかりこれは対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 もう1回。幼稚園は何か所あるのか。1か所なのか。敷地にあるのは。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

現在、建物として残っている幼稚園については、旧天底幼稚園、旧今婦仁幼稚園、旧兼次幼稚園の3園でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時04分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 漏れがございました。旧湧川幼稚園の4園でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次に保育所です。保育所については、今婦仁村公共施設当総合管理計画に基づき売却したものを前提に作業を進めておりますとありますけれども、売却処分前提に進めているのは、どこどこの保育所なのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 10番與儀議員の質問にご説明いたします。

現在、仲尾次保育所、中央保育所、仲宗根保育所が閉園となっております。現在進めているのが、仲尾次保育所と中央保育所になっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 閉園となっている仲宗根保育所は何か計画があつて、その2つと異なつての計画になるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問にご説明いたします。

仲宗根保育所については、現在、図書館の書庫として一部使われているのがありまして、そこで売却については一時保留という形を取っています。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 仲宗根保育所、一部、図書の資料、本があると。だったら本来は仲宗根の保育所に図書館がよかったんじゃないですか。面積も大きいしと、私は思いますけれどもね。仲宗根保育所は置いておいて、次、仲尾次保育所と中央保育所は売却処分を前提に作業を進めているということですが、もう評価設定もされたわけですか。仲尾次保育所、中央保育所は、建物と土地別々の評価ですか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問についてご説明いたします。

仲尾次保育所、中央保育所については、不動産鑑定評価を年度末に終わらして、評価値が出ています。建物、土地を含めての評価鑑定となっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 建物と土地とセットで評価ということですよ。今の説明では。建物は耐用年数もあるし、違うんじゃないかなと思うんですよ。土地は耐用年数がないから評価は2つに分けるべきじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時08分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時08分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問についてご説明します。

評価鑑定の中で土地評価、建物評価ということになっていまして、それぞれの評価額が算定されているということになっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 私が聞きたいのは、年数が早いのは価値がなくて、減価償却みたいな形であると思うんですよ。消防法云々もあって公共では使えないということで売却処分という形になっていると思えますけれども、上物、中央保育所と仲尾次保育所は同じ時期に造っていないと思うんです。どこかが前に造って、価値がちょっと下がるんじゃないかと思って聞いています。土地は地域によって、また評価額があると思えますけれども。だから建物、仲尾次保育所は早くに建てたから、仲尾次保育所は価値観あるのかどうか。中央保育所は100万円の価値があるのか、300万円、200万円あるのか。そういう大体的見当はありますか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時11分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質問についてご説明いたします。

不動産鑑定を行いまして、土地単価、建物単価が査定されました。査定されたうち、建物の資産価値を差し引いて、最低価格を設けまして、それをもって予定価格として入札を行っていく方向で今調整中であります。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 質問から離れているけれどもね。室長、私が聞きたいのは建物の価値が幾らぐらいあるのか。中央保育所と仲尾次保育所、土地は同じ面積じゃないから幾らあるのかなということ。売却する方は気になると思うんですよ。造った年数も違うし。これで売却の価格が決まると思えますけれども。では、次へ行きます。売却云々で入札したときは、最低価格で行くのか、皆さんの標準価格で行くのか、お願いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時13分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時15分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

保育所跡地の土地と建物はそれぞれ鑑定評価が出ておりますので、まず土地代については、その土地の評価額の価格を提示します。それから建物については、建物の使用期限などを勘案しまして撤去費用が必要になってくる場合がございます。そういった場合は、土地の代金から建物の撤去費用を引いた残りの金額が最低価格となって入札に付されます。その最低価格でもって入札が付された中で、応札した方の最高価格でもって売買が成立していく予定になります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この売却にあたっては、入札方式云々ということですが、どこまで広げていくのか。売却の方法、ネットで流してやるのか。前にいろいろネットで流してトラブルの案件もあったんですけども、村内の方に優先的にやるのか。村外の方なのか。本土からも買いたいとあった場合はどうするのかをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

地域を限定して、村内の方に入札の条件を付すかについては、まだ公有財産委員会のほうで最終的な審議を踏まえていませんので決定づけられてはおりませんが、入札のステップになりますと、村のホームページと広報紙、区長会のほうにも周知を図って、それから2か月か、3か月程度の周知期間を終えてからの入札期間になってきます。まだ、条件については、最終的に詰められておりませんので、村内を優先するかとか、そういった部分については具体的な取り決めはまだされていないという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあ、この参加について、前の梯梧荘云々もあったのでお伺いしますけれども、売却目的で買う人もいますよね。私買ったなら、あなた買ってねと、そういうのも出てきましたので、今帰仁でも。売却目的なのか、これに計画書もつけるのかどうか。ただ入札に参加して、はいオーケーと。売却するのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

まだ具体的な条件整備はこれからなんですけど、通常、これまで村有地の売却については、10年間の転売禁止特約をつけております。10年間は売買できないと。売買した場合には買い戻し特約ということで今帰仁村にその所有権が戻ってくるという条件が登記されますので、それを見ると誰も買わないだろうというふうには想定されますが、10年後の転売、売却については、民法上も10年以上の制約はできないという状況でございますので、10年間は転売を禁止することはできると考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 土地転がしいっぱいあるんですよね、農地法でも。私の名義にしておくから、10年後は変えようということもできるんですよ。そういう見極め案件はどうするかなんですよね。梯梧荘の

云々もそうでした。だからこの売却については、私は村民を対象にしたほうがいいなど。村民でやる人がいなければ輪を広げるべきだと思うね。窓口をオープンにしてみないらっしゃいというよりは、金の多いのが勝ちますのでね、本土でも中国人でも誰でも参加できるようになった場合にですね。そういう方法も検討すべきだと思います。まず初めに村民に言って、村民で利用する人がいなければまた村外に、県外にということで段階的にやる必要があると思いますけれども、売却目的で本土の人が買ったら、ああ、いい場所だな。買って、次は高値で売ろうということで、今あちこちでやっていますので、そういう状況にならないためには方法もあると思いますので、どういう方法でやるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

その村有財産の払下げについては、一番有効な方法として入札を計画しているところでございます。その中で入札先を絞り込むということは、入札のメリットが失われていくことも予想されますので、その辺は一つの意見として検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは公有財産管理運用委員会というのがあるでしょう。そういうところに諮りながら進めるべきだと思います。今までいろいろ、梯梧荘問題もあって、まだ終わっていないんですね。またそういうものにならないためにも、いろいろ遠くから買って云々やる可能性はないとも言えないんですよ、入札参加は自由ですので。だからこれを皆さん協議会でどうしていくのかどうか、検討して慎重にやるべきだと思います。もし村外、県外の方が出てきた場合は、村長その件をどう今後対応していきますか。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番 與儀常次議員の質問にお答えしたいと思います。

公有財産の利用計画という内容の趣旨だと思いますけれども、やはり村有財産の利用価値を先ほど来申し上げているようにしっかり検証する。その中で村民にこれは必ず理解を得なければならないと認めているところでございます。そういった施策を打たなければならないと考えているところであります。先ほど来、重複しますが、公有財産管理運用委員会の中で、これは条件整備の中でしっかり中身を詰めて公有財産の有効活用の最適化をしていくことに努めていく、そういう心づもりでいるところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 以上で本日の日程は、全部終了しました。

これで散会します。

(散会時刻 午後 3 時 23 分)